

この資料は業務の参考のための仮訳です。利用者が当情報を用いて行う行為については、利用者の責任でお願いいたします。

横浜植物防疫所

公布 No. 9
1998年11月

植物検疫措置に関する国際基準

病害虫根絶計画のためのガイドライン



国際植物防疫条約事務局
国連食糧農業機関
1999年、ローマ

この刊行物において採用した名称および資料の提示は、あらゆる国、領土、市または地域のあるいはその当局の法律上の地位に関して、あるいはその国境または境界の画定に関して、国連食糧農業機関側のいかなる見解の表明を意味するものでもない。

全ての権利を留保する。この刊行物のいかなる部分も、電子的、機械的方法、写真複写その他のいかなる方法であれ、いかなる形態であれ、著作権者の事前の許可無しに複写し、検索システムに保存し、伝送してはならない。かような許可の申請は、複写の目的および範囲に関する説明を添えて国連食糧農業機関情報局局長に提出するものとする。

目次

承認	1
見直し及び改正	2
配布	3
序論	4
適用範囲	4
参照	4
定義及び略語	4
必要条件の概要	7
病虫害根絶計画の一般必要条件	8
1. 一般情報及び計画手順	8
1.1 病虫害報告の評価	8
1.2 不測事態計画	8
1.3 報告要件及び情報共有	8
2. 根絶計画を行う決定	8
2.1 開始	9
2.2 同定	9
2.3 現在の及び潜在的な有害動植物の分布の推定	9
2.3.1 初期調査	9
2.3.1.1 検出又は発生場所で収集されるデータ	9
2.3.1.2 地理的起源	10
2.3.1.3 有害動植物の経路	10
2.3.2 分布の調査	10
2.3.3 まん延の予測	10
2.4 根絶計画の実行可能性	10
2.4.1 生物学的及び経済的情報	10
2.4.2 根絶計画の費用対効果分析の実施	11
3. 根絶過程	11
3.1 管理チームの設立	11
3.2 根絶計画を実施	12
3.2.1 サーベイランス	12
3.2.2 封じ込め	12
3.2.3 処理及び/又は防除措置	12
3.3 病虫害根絶の確認	13
3.4 文書化	13
3.5 根絶の宣言	13
4. 計画の見直し	13

承認

植物検疫措置に関する国際基準は、国際植物防疫条約事務局により、植物検疫分野の政策及び技術援助に関する国連食糧農業機関の地球規模プログラムの一部として作成される。このプログラムは、貿易を促進すること、及び不適切な措置が貿易障壁として利用されないよう図ることを目的として、植物検疫措置の国際的調和を達成するための基準、ガイドライン及び勧告をFAO加盟国及びその他関係者に提示するものである。

以下の基準は、1998年11月に植物検疫措置に関する暫定委員会によって承認された。

Jacques Diouf
事務局長
国連食糧農業機関

見直し及び改正

植物検疫措置に関する国際基準は、定期的な見直し及び改正の対象である。この基準の次回の見直し日は、2003年又は植物検疫措置に関する委員会で合意される他の日である。

基準は必要に応じて更新され再発行される。基準保持者は、この基準の最新版が使用されるよう図ること。

配布

植物検疫措置に関する国際基準は、国際植物防疫条約事務局により、全てのFAO加盟国に加えて、以下の地域植物防疫機関の幹部及び技術事務局に配布される:

- アジア太平洋地域植物防疫委員会
- カリブ海地域植物防疫委員会
- 南米南部地域植物防疫機関
- アンデス地域共同体
- ヨ - ロッパ地中海地域植物防疫機関
- 中央アフリカ植物検疫会議
- 北米植物防疫機関
- 中米地域農牧防疫機関
- 太平洋地域植物防疫機関

序論

適用範囲

この基準は、ある地域の有害動植物未発生の設定又は再設定につながる病害虫根絶計画の構成要素について記述する。

参照

衛生植物検疫措置の適用に関する協定、1994年、世界貿易機関、ジュネーブ。
 ある地域におけるベストステータスの決定、1998年。ISPM 刊行物 No.8、FAO、ローマ。
 植物検疫用語集、1997年。ISPM 刊行物 No.5、FAO、ローマ。
 病害虫危険度解析のガイドライン、1996年。ISPM 刊行物 No.2、FAO、ローマ。
 サーベイランスための指針、1998年。ISPM No.6、FAO、ローマ。
 国際植物防疫条約、1992年。FAO、ローマ。
 新改訂版国際植物防疫条約、1997年。FAO、ローマ。
 国際貿易に関する植物検疫の原則、1995年。ISPM No.1、FAO、ローマ。
 病害虫無発生地域の設定のための必要条件、1996年。ISPM No.4、FAO、ローマ。

定義及び略語

地域 area	公的に定められた国、国の一部、又は数ヶ国の全部若しくは一部
封じ込め containment	有害動植物のまん延を防ぐため、寄生された地域内及びその周辺に植物検疫措置を適用すること。
(有害動植物の) 防除 control (of a pest)	有害動植物の個体群を抑圧、封じ込め又は根絶すること。
境界設定調査 delimiting survey	ある有害動植物に寄生されているか又は付着していないと考えられる地域の境界を設定するために行われる調査
発見調査 detection survey	有害動植物が存在するかどうかを決定するために、ある地域において行われる調査。
危険にさらされている地域 endangered area	有害動植物が定着するのに好適な生態的要因がある地域であって、有害動植物が存在すれば結果的に経済的に重大な損失が生じるだろう地域。
(有害動植物の) 入り込み entry (of a pest)	ある有害動植物がまだ存在していないか、又は存在していたとしても広域に分布しておらず、公的に防除がおこなわれている地域への当該有害動植物の移動。
根絶 eradication	ある地域からある有害動植物を除去するために植物検疫措置を適用すること。

定着 establishment	ある地域にある有害動植物が入り込んだ後、近い将来の間 存続すること
侵入 introduction	結果的に定着することになる有害動植物の入り込み
IPPC	1951年ローマのFAOで批准書を寄託し、その後改正され た国際植物防疫条約。
国家植物防疫機関 National Plant Protection Organization	IPPCで規定されている職責を果たすために政府によって設 立された公的機関
発生 occurrence	土着若しくは侵入していると公的に報告されている有害動 植物、及び/又は根絶されたとは公的に報告されていない有 害動植物のある地域での存在
突発的発生 outbreak	最近発見され、当面生き残ると予想される、隔離された有 害動植物の個体群
経路 pathway	有害動植物の入り込み又はまん延を許すあらゆる手段
病害虫(有害動植物/ペス ト) pest	植物若しくは植物生産物に有害な植物、動物又は病原体の あらゆる種、ストレイン若しくはバイオタイプ
病害虫無発生地域 Pest Free Area	ある特定の有害動植物が発生していないことが科学的な証 拠により証明され、必要に応じて、この状態が公的に維持 されている地域
植物検疫立法 phytosanitary legislation	国家植物防疫機関に植物検疫規則を起草する法的権限を付 与する基本法。
植物検疫措置 phytosanitary measure (agreed interpretation)*	有害動植物の侵入及び/又はまん延を防止する目的を有す るあらゆる法律、規則又は公的な手続き
検疫有害動植物 quarantine pest	それによって危険にさらされている地域に潜在的経済的重 要性を有する有害動植物であって、まだその地域に存在し ていないか、又は存在するが広域に分布しておらず、かつ 公的に防除が行われているもの
規制対象物 regulated article	特に国際輸送に関係して、植物検疫措置が必要と見なされる病害虫を潜 伏させ、又はまん延させる恐れがあるあらゆる植物、植物生産物、貯蔵 場所、包装、輸送機器、容器、土壌、その他のあらゆる生物、物若しくは 材料。
まん延 spread	ある地域内である有害動植物の地理的分布が拡大すること

抑圧 suppression	有害動植物の個体群を減少させるために寄生された地域で植物検疫措置を適用すること
サーベイランス surveillance	調査、モニタリング又はその他の手続きによって、有害動植物の発生又は無発生に関するデータを収集し、記録する公的な手順
調査 survey	ある有害動植物の個体群の特性又はある地域内にいかなる種の有害動植物が発生しているかを決定するために一定期間に渡って実施される公的な手続き
処理 treatment	有害動植物を殺虫（殺菌）、除去又は繁殖力を消失させるための公的に認められた手続き

必要条件の概要

病虫害根絶計画は、国家植物防疫機関(NPPO)によって以下のものとして策定される:

- 有害動植物の最近の入り込みの後、定着及び/又はまん延を防ぐための緊急措置（病虫害無発生地域の再設定）又は
- 定着した有害動植物を除去するための措置（病虫害無発生地域の確立）。

発現又は発生の地点で収集したデータ、寄生の程度、有害動植物の生物学及び潜在的経済的影響に関する情報、根絶のための現行技術及び利用可能な各種資源の検討を含む予備調査の後、病虫害根絶計画の費用対効果解析を行うべきである。可能な場合、有害動植物の地理的起源及び再侵入の経路に関する情報の収集も有用である。病虫害危険度解析(PRA)は、情報に基づく意思決定に科学的根拠を提供する（ISPM No. 2「病虫害危険度解析に関するガイドライン」参照）。これらの調査検討から、一つ又は複数の意見を意思決定者に提示すべきである。しかし、緊急時には、まん延防止の迅速な行動による利益の方が、より組織的なアプローチによって通常達成される利益よりも大きいかもしれない。

根絶手順は三つの主要活動を含む。それは、サーベイランス、封じ込め、処理及び/又は防除措置である。

根絶計画が完了したら、有害動植物の非存在を確認しなければならない。確認手続きは、当該計画の最初に策定された判断基準を用い、計画の活動及び結果の適切な文書化によって支持されるべきである。確認の段階は計画に不可欠であり、もし貿易相手が再保証を求めるなら、別の解析を含めるべきである。計画の成功は、NPPOによる根絶宣言につながる。不成功のときは、計画のすべての側面を見直すべきである。これには、新しい情報が利用可能かどうかを判断するための有害動植物の生物学並びに計画の費用対効果を含む。

病害虫根絶計画の一般必要条件

この基準は、病害虫根絶計画の策定及び既存の根絶計画の手続きの見直しについての手引きを提供する。ほとんどの場合、これらの計画で検討される有害動植物は、根絶を行う地域に新しく入り込んだものであり、緊急根絶措置が必要かもしれない。しかし、根絶計画は、所定の地域に定着した外来の有害動植物又は土着の有害動植物に向けられることもある。

1. 一般情報及び計画手順

1.1 病害虫報告の評価

NPPO は、有害動植物の根絶が必要かどうか決定するため、病害虫報告及び有害動植物の影響を体系的に評価するべきである。この評価は、公的コンタクトポイントへの報告並びに、病害虫報告の重要性を検討して一連の行動を勧告できる能力を持つ専門家による評価を含む。

1.2 不測事態計画

潜在的侵入能力の高い特定の有害動植物又は有害動植物群であって、それに対する根絶計画が実行可能かつ必要と思われるものについては、ある地域に有害動植物が発見される前に、これらに対処するための不測事態計画を立てておくことが望ましい。このような計画を作成する利点は、根絶計画が良好に作成され、また迅速かつ効果的に実行できることを保証するために必要な協議、評価、研究の時間に余裕ができることにある。このような計画は、協力計画が期待される場合に特に重要である。それは、計画を実施する前に、協力者たちの行動を指定して合意することができるからである。以前成功した根絶計画から得た知識は、不測事態計画の作成又は検討中の根絶計画の実行可能性の判断にとって非常に有用である。緊急根絶措置の場合、一般不測事態計画も迅速な行動を保証するために特に有用である。

有害動植物によってその生態が相当異なること並びに根絶のための技術も相当異なることを認識すべきである。したがって、検討のためにこの基準に列挙したすべての要素がすべての根絶計画の企画立案に価値を持つわけではない。

1.3 報告要件及び情報共有

差し迫った又は潜在的に危険な新しい有害動植物の発生が確認されると、国際植物防疫条約（新改訂版第7条2jと第8条1a1c参照）の下でNPPOに報告義務が発生する手順が開始される。この手順は、ISPM No.8:「ある地域におけるペストステータスの決定」に記載されている。

病害虫根絶計画の実施前に、情報公開計画又はその他の手段によって、生産者、住民、地方政府などの広範な人々と情報を共有することを検討し、計画への意識及び理解を高めるべきである。

2. 根絶計画を行う決定

根絶計画に着手するための決定は、有害動植物の発現の状況の評価、有害動植物の同定、有害動植物によって開始されたPRAで特定された危険度、有害動植物の現在の及び潜在的な分布の推定、並びに根絶計画の実施可能性の評価に起因する。推奨される要素すべてを十分に検討することは、通常は良いことである。しかし、このアプローチは、実際にはデータ及び各種資源の利用可能性によって制限されるかもしれない。特に、緊急根絶措置が必要と思われる場合(例えば、急速に分散する能力を持つ有害動植物の最近の入り込み)は、迅速に行動する必要性は、慎重に均衡をとるべきであり、迅速な行動の方が、より詳細な

分析及び計画よりも利益が大きいかもしれない。

2.1 開始

根絶計画は、一般サーベイランス又は特定調査での新しい有害動植物の発見によって開始されることがある(ISPM No.6「サーベイランスのためのガイドライン」参照)。定着した有害動植物の場合、根絶計画は、政策的検討(例えば病害虫無発生地域を設定するためになされる決定)によって開始される。

2.2 同定

有害動植物の正確な同定は、適切な根絶手段を選択するために極めて重要である。NPPOは、同定が科学的又は法的な異議申立てに耐えなければならないかもしれないということを知りつつ同定手順を進めるべきである。したがって、定評があり他に依存しない専門家に同定結果を確認してもらうことは適切である。

有害動植物がNPPOによって容易にかつ確信を持って認識される場合、同定は迅速である。

同定方法は、形態学的特徴のみに基づく識別から、より技術的に進んで生物検定、化学分析又は遺伝子解析まで、様々である。NPPOが最終的に採用する方法は、当該生物体並びに最も広く受け入れられている実地的な同定確認方法に依存する。

決定的な同定が直ぐに可能でない場合、とるべき行動は、寄主植物への損害の程度などの他の要素によって正当化できることがある。このような状況では、将来実施されるかもしれない解析のために標本を保存しておくことが重要である。

2.3 現在の及び潜在的な有害動植物の分布の推定

新しい有害動植物にも定着した有害動植物にも、現在の分布の推定が必要である。潜在的な分布は、新しい有害動植物にとってより大きな重要性を持つのが普通であるが、定着した有害動植物の評価にとっても同様に適切であるかもしれない。初期調査のために特定されるデータ要素は、定着した有害動植物向けの計画には必ずしも必要のない水準の詳細を含む。

2.3.1 初期調査

新たな有害動植物の発現、有害動植物の地理的起源及び経路に関連する情報を集めて再検討するべきである。この情報は、根絶に関する意思決定のみに有用なだけでなく、有害動植物の入り込みを許した病害虫排除システムの弱点を特定し修正することにも役立つ。

2.3.1.1 検出又は発生の場所で収集されるデータ

情報は、有害動植物と、発現又は発生の場所の状況に関して収集されるべきである。これは以下を含む:

- 地理的位置
- その場所で寄生された寄主
- 被害の程度及び影響、並びに有害動植物の発生率の水準
- 有害動植物がいかに発現され、同定されたか
- 植物又は植物生産物の最近の輸入
- 当該土地又は当該地域の有害動植物歴
- 人、生産物、装備、輸送手段の動き
- 地域内でのまん延の方法
- 気候及び土壌の条件

- 寄生された植物の状態
- 栽培慣行

2.3.1.2 地理的起源

可能な限り、有害動植物の発生源である可能性の高い国又は地域に関する情報を得るべきである。原産地及び経路の決定を試みる場合には、再輸出又は通過する各国に関する情報も検討される。

2.3.1.3 有害動植物の経路

可能な限り、NPPO は、有害動植物が入り込んだ又はまん延した経路を決定すべきである。これは、根絶計画が新しい有害動植物の入り込みによって危険にさらされないよう確保するため、並びに潜在的な排除選択肢の特定に役立てるためである。経路情報は、有害動植物を運んだ可能性のある品目の特定と同様、可能な移動の様態の特定を含む。新たに輸入された植物又は植物生産物に関連する可能性がある場合は、同様の材料を見つけ出し調べるべきである。

2.3.2 分布の調査

予備手順は、調査が必要かどうかを決定するのに十分な情報を提供するはずである。

調査には、以下のような様々なタイプがある：

- 各突発的発生時の境界設定調査
- 経路の調査に基づく調査
- 他を対象とした調査

これらの調査は、その結果が、規制目的に意味を持つために必要な統計的信頼性を提供するように計画され、実施されるべきである。

調査データが、輸出目的で病害虫無発生地域を設定するための根拠を提供する場合は、事前に貿易相手に協議して、彼らの植物検疫上の要求事項を満たすのに必要なデータの量及び質を決めておくことが望ましい。

2.3.3 まん延の予測

予備調査で収集したデータを用いて、まん延の潜在的可能性及びまん延の予想速度を推定し、並びに危険にさらされる地域を特定する。

2.4 根絶計画の実行可能性

根絶プログラムの実行可能性を判断するには、寄生の影響及び程度、まん延の可能性、並びにまん延の予想速度の推定が必要である。PRA はこの推定に科学的根拠を提供する(ISPM No. 2 : 「病害虫危険度解析に関するガイドライン」参照)。可能な根絶選択肢及び費用対効果も検討されるべきである。

2.4.1 生物学的及び経済的情報

以下について情報を得る必要がある：

- 有害動植物の生態
- 潜在的な寄主
- まん延の可能性及び予想されるまん延速度
- 可能な根絶戦略：
 - 財政的及び資源的経費

- 技術の利用可能性
- 物流上及び運営上の限界
- 産業と環境への影響
- 根絶しない場合の
- 特定される各根絶選択肢の場合の。

2.4.2 根絶計画の費用対効果分析の実施

とるべき最初の行動のひとつは、最も実行可能性の高い根絶技法のリストの作成である。各戦略について、長期及び短期の総費用並びに費用対効果比を推定すべきである。根絶選択肢だけでなく、行動をとらないという選択肢、又は病害虫管理のアプローチをとるという選択肢も検討すべきである。

すべての実行可能な選択肢について、意思決定者に説明し、又は議論するべきである。費用対効果を含め、予想される利点及び欠点を可能な限り概説するべきである。ひとつ又は複数の選択肢を勧告するべきである。その際、最終的な決定には、技術的な選択肢、費用対効果、資源の利用可能性及び政治的・社会経済的要因に関する検討が必要である、ということを確認する。

3. 根絶過程

根絶過程は、管理チームの設立とそれに引き続く根絶計画の実施を含む。これは、可能な場合、確立された計画に従うべきである。根絶計画は、以下の三つの主要活動を含む：

- サーベイランス：有害動植物の分布を十分に調査する
- 封じ込め：有害動植物のまん延を防ぐ
- 処理：発見された有害動植物を根絶する

指示及び調整が管理当局（通常は NPPO）から提供されることにより、いつ根絶が達成されたかを決定する判断基準が確立されること、及び適切な文書化及び手順の管理が存在して結果に十分な信頼性を与えることが確保される。根絶手順のある側面に関しては、貿易相手に協議する必要があるかもしれない。

3.1 管理チームの設立

管理チームは、根絶計画の実施が決定された後、根絶活動の指示と調整を提供するために設立される。管理チームの規模は、計画の範囲並びに NPPO に利用可能な資源によって様々である。大規模な計画には、運営委員会、又は影響を受ける様々な利益団体を含む顧問団が必要かもしれない。計画が複数の国を含む場合、地域運営委員会が検討されるべきである。

管理チームは、以下のことに責任を負う：

- 根絶計画が、根絶の成功のために合意された基準を満たすよう確保すること
- 根絶の計画を、必要に応じて策定、実施及び変更すること
- 計画運用者が、責務を遂行するために適切な権限及び訓練を有するよう確保すること
- 財政及び資源の管理
- 運用者を任命し、責務を定義する、運用者が各自の責任を理解するよう確保する、並びに彼らの活動を文書化すること
- 広報計画を含むコミュニケーションを管理すること
- 生産者、貿易者、他の政府部局および非政府機関など、影響を受ける関係者とコミュニケーションを取ること
- 計画の文書化及び適切な記録保持を含む、情報管理システムを実施すること

- 計画の日常管理
- 最重要要素の継続的な監視及び評価
- 計画全体の定期的な見直し。

3.2 根絶計画を実施

3.2.1 サーベイランス

境界設定調査は、最初に完了させるか又は完了させてより初期の調査を確認すべきである。その後は、根絶計画に従って、有害動植物の分布を調査するため並びに根絶計画の効果を評価するために、モニタリング調査を続けるべきである。(ISPM「サーベイランスのためのガイドライン」参照)。サーベイランスは、有害動植物の発生地及びそのまん延の可能性を特定するための経路解析、クローンの材料及び/又は接触に関連する材料の検査、検査、トラップ並びに空中観測などを含む。また、生産者、保管及び取扱施設に責任を有する生産者並びに一般大衆への、対象を絞った質問を含むこともある。

3.2.2 封じ込め

NPPO は、サーベイランスの情報を用いて検疫地域を定めるべきである。初期調査は、有害動植物のまん延を防ぐために当該検疫地域からの移動を規制する必要がある植物、植物生産物又はその他の対象物を特定するのに使われる情報を提供する。影響を受ける植物、植物生産物又はその他の規制対象物の所有者に、当該規制を通報すべきである。その他の関係者又は規制によって影響を受けるその他の者にも、適正な情報を提供すべきである。根絶計画に記述された方法を用いて適合を確認することは適切かもしれない。

検査、処理又は廃棄などの植物検疫措置の遵守を確認した後のクリアランスによって、当該検疫地域から植物、植物生産物又はその他規制対象物を引き渡すための手配をしておくべきである。根絶計画の成功が宣言された時に、規制を解除するための規定を作っておくべきである。

3.2.3 処理及び/又は防除措置

有害動植物を根絶する方法には以下のようなものがある:

- 寄主の廃棄
- 機材装備及び施設の消毒
- 農薬又は生物農薬の処理
- 土壌滅菌
- 休耕
- 寄主なし期間
- 有害動植物個体群を抑圧又は除去する品種の使用
- 後作の制限
- トラップ、誘引材、その他の物理的防除方法
- 生物的防除資材の大量放飼
- 不妊虫放飼法の使用
- 規制された作物の加工又は消費

ほとんどの場合、根絶は、複数の処理選択肢の使用を必要とする。処理及び/又は防除選択肢の選定は、立法上の制約若しくはその他の要因によって制限されるかもしれない。そのような場合、NPPO は、緊急事態又は限定的使用に関する例外を利用できるかもしれない。

3.3 病害虫根絶の確認

これには、計画の最初に策定された病害虫根絶成功に関する判断基準が達成されたという、管理当局(通常は NPPO)による確認を含む。当該判断基準は、発現方法の強度並びに、有害動植物の非存在を確認するための調査継続期間などを特定することができる。根絶確認のための有害動植物無発生 shortest 期間は、有害動植物の生態によって異なるが、以下の要素を検討にいれるべきである:

- 検出技術の感度
- 検出の容易さ
- 有害動植物の生活環
- 気候の影響
- 処理の効力。

根絶計画は、根絶宣言の判断基準並びに規制解除の方法を明示すべきである。

3.4 文書化

NPPO は、根絶手順のすべての段階を確認する情報の記録が保持されるよう確保すべきである。NPPO は、貿易相手が病害虫無発生の主張を裏付ける情報を要求した場合にそなえて、このような文書化を維持することが極めて重要である。

3.5 根絶の宣言

NPPO による根絶の宣言は、根絶計画が成功に終わってから行う。当該地域のペストステータスは「非存在：有害動植物は根絶された」となる (ISPM 「ある地域におけるペストステータスの決定」参照)。これは、影響を受ける関係者、及び計画の目的達成に関わるしかるべき当局への通知を伴う。計画文書など、宣言を裏付ける関連証拠は、要請に応じて他の NPPO に閲覧可能にするべきである。

4. 計画の見直し

根絶の期間中、計画の定期的な見直しを行うことにより、収集された情報を解析及び評価し、目的が達成されているかを確認し、及び/又は変更が必要かどうかを決定するべきである。見直しの時期は以下とする:

- 計画に影響を与え得る不測の状況が起きたとき
- 事前に決めた間隔で
- 計画の終了時。

根絶のための判断基準が満たされない場合、根絶計画を見直すべきである。この見直しは、その結果に寄与したかもしれない知識が新しく得られたら、それを検討に入れるべきである。費用対効果及び運用詳細を見直して、最初の予測との不整合を探すべきである。その結果に応じて、新たな根絶計画を策定し、又は病害虫抑圧計画若しくは病害虫管理計画に変更することができる。

植物検疫措置に関する国際的な基準、ガイドライン及び勧告についての詳細情報並びに現行刊行物の完全リストについては、下記にご連絡下さい:

国際植物防疫事務局

郵便： IPPC Secretariat
Plant Protection Service
Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO)
Viale delle Terme di Caracalla
00100 Rome, Italy
ファックス：+ (39) (06) 57056347
Eメール：ippc@fao.org

またはウェブサイト閲覧先：

<http://www.fao.org/WAICENT/FaoInfo/Agricult/AGP/AGPP/PQ/Default.htm>